

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令」について

令和 8 年 5 月 29 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1. 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）の一部施行に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続は実施していません。

3. その他

本件は、本日公布され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定（同法第 7 条の規定を除く。）の施行の日（令和 8 年 6 月 1 日）から施行されます。